

## 平成30年度 第1回豊川市障害者差別解消支援地域協議会議事録

日時：平成31年3月27日（水）午後3時30分から午後4時まで

会場：ウイズ豊川 視聴覚室

出席者：17機関

豊川市身体障害者福祉協会

豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害者福祉部会

豊川市知的障害者育成会

豊川市ろうあ者福祉協会

豊川市肢体不自由児（者）父母の会

豊川精神障害者家族会むつみ会

豊川市民生委員児童委員協議会

豊川市医師会

地域アドバイザー（東三河南部圏域）

愛知県立豊川特別支援学校

豊川公共職業安定所

愛知県立宝陵高等学校

豊川市社会福祉施設協会

豊川市社会福祉協議会

豊川市教育委員会

豊川市子ども健康部

豊川市福祉部

欠席者：5機関

豊川呼吸器友の会

愛知県豊川保健所

豊川商工会議所

愛知県弁護士会

愛知大学

事務局

豊川市福祉部福祉課長

豊川市福祉部福祉課長補佐

豊川市福祉部福祉課障害者支援係長

豊川市福祉部福祉課障害福祉係長

豊川市福祉部福祉課障害福祉係

豊川市福祉部福祉課障害福祉係

## 1 あいさつ

<事務局>

それでは、定刻前ではございますが、配布させていただきました資料のご確認をお願いしたいと思います。まずテーブルの上に、本日の次第と資料でホッチキス止めのものが1部と、協議会の席次表1枚と、今回の会議に出席いただく方の名簿があるかどうかをご確認いただき、ない方は挙手をお願い致します。

今年度、第1回の豊川市障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。先ほどの、自立支援協議会から引き続きでの開催となりますので、長時間にわたる委員の方もお見えになりますが、16時を終了目標に進めて参りますので、よろしく申し上げます。座って失礼致します。

## 2 議題

### (1) 委員紹介、自己紹介

<事務局>

本日は、5名の委員が欠席となっております。本日の会議、設置要綱第6条第2項によりまして、委員の過半数以上の出席がありますので成立致します。

それでは、最初の協議会となっておりますので、委員の皆さまの自己紹介からお願いしたいと思います。時間も限られておりますので、所属、お名前程度の、簡単な自己紹介でよろしく申し上げます。

<委員自己紹介>

### (2) 会長・副会長の選任

<事務局>

ありがとうございました。それでは、早速ですが、次第をご覧ください。議題2、(2)「会長、副会長の選任」についてご審議をお願い致します。設置要綱第5条第2項の規定によりまして、会長は、委員の互選により定めるとあります。どなたかご意見がありましたら、お願いします。

どうでしょうか。

<委員>

はい、よろしいでしょうか。

これだけ大勢の方の中からは、なかなか難しいと思いますので、もし事務局さんの方で、何か案がありましたら、ご提示していただければと思いますけれども。よろしいでしょうか。

<事務局>

はい。それでは、事務局案としまして、当事者団体として育成会の委員が適任だと考えておりますが、いかがでしょうか。

<全員拍手>

<事務局>

ありがとうございます。それでは、会長をお願いしたいと思いますので、会長席への移動をお願いします。また、設置要綱第5条第4項によりまして、議長は会長が務めるということになっておりますので、以後の進行を会長にお願い致します。

<会長>

はい、では、いま任命をうけました、育成会の委員です。会長という大役ですけれども、みなさまのお力をお借りいたしまして、務めさせていただきます。よろしくお願い致します。

では、議長として進行させていただきますので、すみませんが、座らせていただきます。

それでは、豊川市障害者地域自立支援協議会設置要綱第5条第3項の規定より、副会長は会長が指名するとありますが、豊川市福祉部次長である委員に副会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<委員>

はい、お願いします。

### **(3) 豊川市障害者差別解消支援地域協議会について**

### **(4) 障害を理由とする差別のに関する相談事例**

### **(5) 障害を理由とする差別の解消の推進のための取り組みについて**

<会長>

それでは、早速議題に入らせていただきます。議題(3)の豊川市障害者差別解消支援地域協議会についてから、議題(5)の障害を理由とする差別の解消の推進のための取り組みについて、事務局から説明をお願い致します。なお、質問につきましては、本来議題ごとにお受けすべきですが、本日の各議題は報告的な内容となっておりますので、すべての説明の後で、まとめてお願いします。では、お願い致します。

<事務局>

それでは、議題(3)の豊川市障害者差別解消支援地域協議会から議題(5)まで、説明させていただきます。よろしくお願い致します。

それでは、お手元の資料1-1をご覧ください。こちらは、豊川市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱となっております。前回から引き続き委員になっておられるみなさんもお見えになりますが、今回新しく委員になった方もお見えになりますので、協議会の内容について、ご説明させていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

平成28年4月1日に障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例が施行となりまして、本市においても、豊川市職員対応要領を策定するとともに、差別に関する相談受付体制をスタートさせました。そして、同年10月に、要綱の第1条にありますように、障害者差別解消法第17条第1項に基づき、相談等に係る協議や差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う地域協議会として、豊川市障害者差別解消支援地域協議会を設置いたしました。本日お集まりの皆様方を差別解消支援地域協議会委員として委嘱させていただいております。よろしくお願い致します。

国の指針では、協議会の組織は、市町村など地方公共団体が主導して組織することとされております。

す。差別解消支援地域協議会を組織する趣旨としまして、地域協議会の事務は、障害者差別に関する提案に係る協議を行うとされ、個別事案ごとに、差別か否かの判断を行うことまでは想定しないとされており。また、対象となる障害者差別に係る事案について、個人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないこととされ、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談については、情報共有の対象とすることとされています。こういった国の指針等を参考に、豊川市障害者差別解消支援地域協議会の設置要綱を策定させていただいております。

なお、本会は、第2条にありますように「関係機関による障害を理由とする差別の解消に関する推進体制の整備に関すること」、「関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談にかかる事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みの情報共有に関すること」、「関係機関が行う障害を理由とする差別の解消の推進のための取り組みに関する協議及び提案に関すること」を協議することを、所掌事項としております。

皆様の任期でございますが、第4条に定めにあります通り、2年と定めさせていただいております。1枚めくっていただきまして、裏面の第8条になりますが、職務上知りえた秘密を漏らしてはならないとされておりますので、情報の取り扱いにご留意いただきたいと思いますので、よろしく願い致します。

続きまして、資料の1-2をご覧ください。こちらは、障害者差別解消に関する相談窓口と相談支援体制となります。障害者差別が行われた場合の相談窓口として、福祉課、障害者相談支援センター、あと、次ページを参照いただきたいと思います。市内6か所にあります委託相談支援事業所が相談窓口として設置させております。それらで相談された内容につきましては、ちょうど資料1-②にあります、「相談の集約」「解消1」とありますが「解消1」の福祉課に相談事案が集約されまして、右の方に記載のある手順を実施することとなります。そこで、該当期間の対応のみでは解消が図られない場合など、差別の解消に当たり障害者団体や関係事業所等の意見を必要とすると判断された事案について、上の上段「解消2」豊川市障害者地域自立支援協議会の相談支援部会で意見聴取を行います。その中で、差別解消にあたり、障害者団体や関係事業所等の意見に加え、専門家の意見を必要とする場合に、この場において協議いただくようなこととなります。協議をするような事案が発生した場合、随時、協議会の方を開催させていただくこととなりますが、平成28年度の設置以降における開催実績はありません

続きまして、議題4の障害を理由とする差別に関する相談事例について、報告させていただきます。資料2-1をご覧ください。

こちらについては、今年の協議会にて報告させていただいた、愛知県へ報告した相談事例となります。事例の内容としては、本市環境課で起こった事例となりますが、相談者は視覚障害のある方です。相談内容につきましては、対応の中で紙の資料を視覚障害者に提示し、あわせて口頭で内容を説明すると伝えた対応について、差別であるということで訴えがございました。これについては、対応内容にもありますとおり、謝罪を行いまいして、ご本人さんがご理解をいただいて、解決した事案となります。

続きまして、資料2-2となります。こちらは様式が異なっておりますけれども、これは県より報

告様式の変更が行われたためです。こちらについては、平成30年度以降解決した事案で、子育て支援課での事例となります。内容としては、知的障害の10代の子どもさんが、支援員の方と交通児童遊園を利用しに来た際に起こったものであります。内容としては、ご本人さんではなく、支援員の方からのご相談となりました。相談内容は、交通児童遊園に、支援員の方が2人の中学生を連れてゴーカートの講習を受けさせようとしたが断られた、という内容となっております。「この子たちは交通ルールを分かっているのか。」「大人になった時に運転免許を取れるのか。」と言った差別的な発言もあったそうです。その日は講習を受講することができず、「講習を受けられるかどうか確認してから、また連絡する。」と言われたが、連絡がなく、支援員の方から相談を受けました。対応としましては、講習を受講できなかったこと、差別的 content になってしまった発言があったことに対して謝罪を行いました。また対応者は、信号と標識、表示の理解がないと、事故、怪我に繋がるため、当日の講習を控えてもらいたいと考えて説明しましたが、相手の方に聞き入れていただけなかったために、どのように伝えたらよいかを迷った際に、こう言った差別的発言を発してしまった。ということでした。あと、連絡が遅れてしまったことに対しては、休日、休園日により主管課への相談、報告が遅れてしまったためということです。その後の状況としましては、園の運営の仕方、対応の仕方について話し合いを実施いたしました。また、再度不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について認識してもらうための指導を、子育て支援課の方で実施していただいております。また、関係施設が集まる会議でも同様の説明、指導を行いまして、関係各施設の方への周知徹底を図ったということで、報告を受けております。こちらについても、相談者の方に、内容を説明させていただいた上で、ご理解をいただきまして、解決した事案となります。

続きまして、資料2-3をご覧ください。こちらについては、視覚障害の女性が、相談支援事業所に相談してあがってきた案件となります。内容としては、盲導犬とレストランに入ろうとしたところ入店を拒否され、同行していた友人が、盲導犬だからと説明をしましたが、他のお客様の迷惑になるからということで、入店を断られた、というものです。対応としましては、福祉課に飲食店の方から連絡がありまして、「こういった事案があったのだけでも、我々としてはどうした方がいいのか。」というご相談がありまして、福祉課の方で、こういった対応が必要であったか。また、どういってお答えをする必要があったのかという指導をさせていただきました。その後、飲食店の方からご本人さんへ謝罪の電話を入れさせていただき、ご本人さんからご理解頂けたということで、こちらも解決となっております。

続きまして、資料2-4をご覧ください。こちらの相談は、先月2月に相談があった内容になります。対象の部署は市民病院で、視覚障害の方からのご相談です。内容としましては、病院での診察時に、診察室で椅子を探すのに戸惑っていた時に、近くにいました女性職員もしくは医師が、視覚障害者に対して指示語で誘導をしたということです。対応といたしましては、病院の庶務担当部署より、医師、看護師に対して事実の確認を行い、上記取り扱いの内容のとおりであることを確認し、庶務担当部署より本人への謝罪の電話をかけ、次回診察時に、医師より本人へ謝罪を行いました。その後、ご本人さんから「障害者差別解消法の内容を理解した上での謝罪ではなかった。」というご意見をいただきました。「合理的配慮は、法的義務であることを理解していない。」という厳しいご意見もいた

だいております。その中で、病院側で高い意識を持って職務を行うための周知啓発方法について、どうやっていくのかを回答して欲しいとの内容でしたので、病院側は検討を行い報告するとの回答を行っておりますが、こちらにつきましては、いまだ、障害のある方からの理解を得られておらず、協議中という形で、継続しております。以上が議題4の報告となります。

続きまして、議題5の障害を理由とする差別の解消の推進のための取り組みについて、説明させていただきます。資料3をご覧ください。

平成30年度の取り組み実績となりますが、(1)継続活動としまして、AからDの内容の活動を行っております。Aは「生涯学習まちづくり出前講座」で、市民団体、グループ向けとして、差別解消の講演を行っておりますが、平成30年度については、実績がありませんでした。B「障害者福祉啓発講座」で、民間事業者向けの差別解消法の啓発講座になりますが、こちらについては、5月8日に市内のバス事業者に対して講演を行っております。続きまして、C「広報とよかわ12月号への障害者週間に関する啓発記事の掲載」。D「障害者週間における来庁者への啓発チラシの配布」を庁内で行っております。本年度の実績については、庁舎内で200枚の啓発用紙の方を配布させていただいております。また、「市職員向け周知啓発活動」としまして、新規採用職員研修を行っております。更に、新任課長補佐級の職員の特別研修を11月に、入庁2年目から3年目の一般職員を対象とした前期研修を11月の末に行わせていただいております。

続きまして、(2)新規周知啓発活動の30年度の実績としましては、①市役所における障害者差別解消についての啓発の庁内放送を実施しております。これは、毎週月曜日の昼に放送しております。②豊川市相談支援事業所への障害者差別を行ったと思った事例、適切な配慮がなされた良い事例の調査は、先ほど紹介しました資料2-3の事例が、それにあたります。これは、平成29年に実施しました事例調査に加えまして、更なる事例の掘り起こしを行うために調査を実施しております。平成29年にも一般市民の方に向けて、事例調査の方をさせていただき、ホームページにも掲載させていただいており、19件の差別事例のケースを受けております。相談支援事業所への調査期間は、平成31年1月16日から3月8日までで募集させていただきましたが、内容としては、先ほど言った資料2-3の1件のみの報告となっております。

続きまして、平成31年度取り組み活動案を報告させていただきます。前年度の取り組み活動については、今年度も継続して実施してまいります。新規活動としましては、アドバタイジングによる周知啓発活動です。これは、映画館で映画を見る際に、映画の前に宣伝広告が入るかと思いますが、そういったものをイメージしていただけると、わかりやすいかなと思います。イベント等における待ち時間に、障害者差別解消法の啓発動画やヘルプマーク普及啓発動画等を放映させていただくことで、より多くの市民の方への周知啓発を図ることを目的としております。個人参加型の講座について、昨年まで本協議会の方で検討していくということで報告をしてはしましたが、やはり個人参加型の講座の開催は、興味や目的を持った方のみ限定されてしまうため、集客力を欠くことが懸念されておりますので、こういった方法によって、不特定多数の市民の方へ啓発を行うことができるのではないかと計画しております。もう1つは市職員向け周知啓発活動としまして、現在、先程30年度の実績報告でも申し上げたとおり、新規採用職員、2年目から3年目の職員、あと新任課長補佐級職員に

対しての、福祉講座として研修の方は、実施させていただいておりますが、主任または係長級の職員への研修が実施できていないのが現状でございます。窓口で対応する職員の指導的立場をとる係長級への職員への研修を実施することで、障害者差別解消法の周知を効果的に行うとともに、職域に切れ目のない研修を企画することを目的としております。また、研修時に人事課主催の職員向けの自学講座である「とよかわ市内オープンカレッジ」の方も紹介させていただいて、各課の取り組みを推進させていただきたいと思っております。以上で、議題5の報告となります。

<会長>

はい、ありがとうございました。議題（3）から議題（5）までの件につきまして、何かご質問等ありましたらお願い致します。

## （6）その他

<会長>

それでは議題（6）その他へ進みたいと思います。事務局の説明をお願い致します。

<事務局>

はい、引き続き福祉課の浦野から説明させていただきます。

本日の協議会への出席依頼を行った際に、各委員さんへ「検討事案がありましたら」ということで、お手紙をさせていただいておりますが内容を確認させていただきました所、差別解消法上の差別とは異なる内容でしたので、この場での発表を割愛させて頂きたいと思います。なお、ご提出いただきましたご意見等は、実務上の参考とさせていただきます。ご提出いただいた方、ありがとうございました。市民との情報共有という意味で、差別事例のアナウンスは必要であると今後も考えておりますが、今回の相談支援事業所等への提供依頼もそうですけれども、事例提供を求めても、なかなか声が上がってこないのが現状でございます。声なき声を集めるために良い方法がございましたら、協議会終了後でも結構ですので、委員のみなさまからご提案頂ければと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。以上です。

<会長>

はい、ありがとうございました。

いますべての議題の方が済みました。ここでまた、質問・ご意見等ございましたら、よろしく願い致します。

<委員>

すみません、いいですか。

<会長>

はい、お願いします。

<委員>

資料3の（2）の①活動内容で毎週月曜日の昼に放送とありますが、私たちのように放送が聞こえない場合は情報が入ってこないなので、入るような工夫をしていただきたいと思います。

<事務局>

貴重なご意見をありがとうございます。

何らかの方法で検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

<委員>

よろしいですか。折角なので一言だけ。

実は、この障害者差別の事例というのは、全県的にも全国的にも、なかなか事例が出てきていないというのが現実です。ですけれども、この豊川でこれだけ出てきているのは、すごいことだと思っております、拝見していたのです。これも、たぶん啓発をずっと地道にやられてきたからこそ出てきた結果だと思いますので、ぜひこれを継続していただいて、事例を集積していただいて、できれば最終的には、このような事例を個人が特定できないような形で集積していただいて、今後の施策に役立てていただきたいと思います。アドバイザーとしては、豊川だけの財産ではなくて、豊橋とか蒲郡とか田原にも情報共有していただけるよう方向性でご協力いただけるとありがたいので、ご検討をいただければと思います。以上です。

<会長>

はい、ありがとうございます。

わたし個人的なのですけれども、障害者に対して、とても目を向けくださるというこのような機会があるというのは、とても嬉しく思います。今回が3回目ということで、今後も会が継続されて、見直しという部分で、前向きにみなさまと共に活動したいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

では、これにて本日予定されておりました議題をすべて終了致しました。引き続き事務局から事務連絡をお願い致します。

<事務局>

はい、本日はみなさま、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。自立支援協議会から引き続き出席していただいた方、長時間にわたり、どうもありがとうございました。

事務局から連絡させていただきます。次回の会議につきましては、まだ未定ですので、開催の前にまた改めてご連絡をさせていただきます。また、本日の議事録につきましては、後日送付させていただきますのでよろしくお願い致します。

本日のご協議、誠にありがとうございました。本日の会議については、これで終了させていただきます。ありがとうございました。